

専修学校におけるキャリア形成促進プログラム認定制度の概要 (案)

平成29年3月 「これからの専修学校教育の振興のあり方について」(報告)

- これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議 (文部科学省) -

【社会人受入れ】

社会人学び直し促進の具体的展開

専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなるべきところであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

平成30年6月 第3期教育振興基本計画(閣議決定)

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

社会人が働きながら学べる学習環境の整備

- ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やeラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

認定要件等

文部科学大臣

推薦

認定

都道府県知事等

申請

専門学校

社会人の
学びやすい
教育環境



【認定要件】

修業年限が2年未満
(専門課程又は履修証明プログラム)
対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
企業等と連携体制を確保して、教育課程を編成
企業等と連携する授業等(以下の4種類)が総授業時数の5割以上

企業等と協定書や講師契約を締結して実習・演習
双方向型の授業
実務家教員等による授業
実地での研修

企業等と連携して、教員に対する実務に関する研修を組織的に実施
試験等による受講者の成績評価を実施
企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施
社会人が受講しやすい工夫の整備(時間、時期、場所等)

社会人の職業に必要な能力の向上及びキャリア形成を図る機会の拡大

「専門学校による社会人向けプログラム（仮称）」のイメージ

認定制度創設のねらい

職業実践専門課程(2年制以上の正規課程)

企業等との組織的な連携により、最新の実務の知識等が習得できる実践的なカリキュラム



専門学校が有する実践的な職業教育の機能を社会人の学び直しに資する多様なプログラムの充実に活用

新たな大臣認定制度(短期のプログラム)

プログラム受講生のこれまでの学習歴・業務経験等を基盤とした上で、必要なエッセンスを短期集中で効率的に習得できるように抽出したカリキュラム

受講者(社会人)の学習歴・業務経験

社会のニーズに即応した
専門的職業人材
地域の中核的職業人材

社会人経験を有する受講者には、上記の人材としてのスキルが身に付き、結果として正社員への転換等のキャリアアップが期待できる。

認定要件の特徴

教育課程編成委員会

専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行う会議を年に2回以上開催。

業界の最新の動向等をカリキュラムに反映する仕組み

学校関係者評価委員会

企業等の役員又は職員が参画する会議において、学校関係者評価を実施し評価結果を公表。

企業等の視点を取り入れたプログラムの効果検証

一定以上の実践的授業

企業等と連携して行う授業、インターンシップ、その他の実践的な方法による授業がカリキュラム全体の5割以上を占める。

座学にとどまらない実践性を重視したカリキュラムの展開

教員研修

企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に実施。

業界の最新の動向等に教員が対応できるようインプット

「専門学校による社会人向けプログラム(仮称)」のイメージ

介護人材アドバンスレベルプログラム[附帯事業]

1 プログラム概要

介護サービス全般におけるケアの質を組織的に向上させるため、離職防止対策や、新人職員への指導などに関する専門的な知識・技術を活用し、日々の業務改善や課題解決、現場職員の育成・管理を主導する**介護専門職(介護現場の中間管理職)の育成を目標とするプログラム**。一定の業務経験を前提とした**授業や、実務を想定したケースメソッド(事例研究)**等を組み合わせたカリキュラムで構成。**全学習時間200時間(通信教育72時間、スクーリング52時間、ケースメソッド(事例研究)76時間)**。

2 企業連携の取組内容

- 介護業界における複数の法人や企業の協力を得て、プログラムの開発チームを構成**。介護業界の中間管理職が直面する職務上の課題やその課題の解決事例を整理し、プログラムや教材に反映。
- すでに連携実績のある**企業や法人とのネットワークを活用し、実習の受け入れ先確保や就職支援等を実施**。

3 主な対象者

業務従事経験3～5年以上で中間管理職へのキャリアアップを目指す介護職員・ケアマネジャー。
現場の中間管理職から施設長クラスの介護職員・ケアマネジャー。
介護現場に、中間管理職として再就職を目指す他業種からの転職希望者。

4 カリキュラム内容

- 全200時間中、離職防止、新人職員受け入れ、チームワークづくりなど、**人事管理・サービス管理技法の学びが80時間**。
ICTやAIを活用した介護の負担軽減、利用者の利便性向上につながる介護機器の効果的活用など、**より専門的・実践的な内容の修得を目指す介護系科目が120時間**。
- 知識習得は通信教育とし、スクーリングでは知識を深めるための**実習・演習やケースメソッド(事例研究)**を重視。

5 受講の効果・成果

介護施設における中間管理職は慢性的に人材不足の状態にあり、中間管理職としての職務遂行ができて人材は介護現場における期待が高い。
修了生は上級介護職・現場責任者として職務遂行ができる知識、スキル、コンピテンシーを身につけた人材として**介護現場から高い評価**。
○中間管理職や、施設長への登用により、待遇の改善と同時に、より一層やりがいのある仕事を任されるといった修了生の事例がある。

「専門学校による社会人向けプログラム(仮称)」のイメージ

映画VFX専攻科【1年制】

1 プログラム概要

VFX (ビジュアルエフェクト)・CGに関する知識とスキルを**1年間で集中的に学び**、豊かな発想力のある映像技術者等の育成を目標としたプログラム。
ソフトウェアのオペレーションだけでなく、特撮技術とVFXを融合させた**撮影実習**を行い、**映像作品を完成させるまでの一連の課程を経験できるカリキュラム**で構成。
定員**30名**の**夜間(平日全日18:10~21:30)コース**。期間は**1年**。全授業時間は**900時間**。

2 企業連携の取組内容

都内有名ポストプロダクション(映像撮影等の編集・加工を担う)会社の協力によるインターンシップ制度により、在学中にプロの現場を経験し、実際の仕事の流れや現場の雰囲気を感じることができる機会を提供。
日本のVFXを牽引する映像制作プロダクション会社が、カリキュラム編成時よりアドバイザーとして参画。企業ニーズに則した実践的なカリキュラムを構築している。また、同プロダクションはVFX作品の**全制作工程を経験できる実習**を担当。

4 カリキュラム内容

企業と連携した**演習・実習やインターンシップ等がカリキュラムの約9割**を占める。
「就職講座」では、業界企業が今日求めていることやセルフプロモーションを追求した指導を実施。
○独自の動画教材を使用して、自宅学習で基本を習得の上、授業では応用力を養う**反転授業**を実施。
JPPA、CGエンジニアといった本分野で代表的な民間資格の取得を目指す。

3 主な対象者

- クリエイティブ業界への就職を目指す**大学・短大・専門学校卒業**者等。
- スキルや経験を身に付けより**専門的な職種に就きたい**と考えている**「学び直し」社会人**。
- ポストプロダクション等に勤務している**クリエイター**や**技術者**で、より**高度なスキルを身に付けてキャリアアップを目指す者**。

5 受講の効果・成果

- VFX・CGは、今やあらゆる映像制作者にとって必要なスキルになりつつあり、映画やテレビ番組だけでなく、CMやWEB動画等、活躍する場も拡大している一方、専門人材の供給が追い付いておらず、卒業生の就職は事実上保証されている状況。
- 前身の同種プログラムについては、**非正規雇用者だった社会人や離転職中の受講者の多くが、卒業後にポストプロダクションの「コンボイター」、「CGデザイナー」等の職位の正社員として雇用されており、類似分野の専門課程に比べてもその後の離職率は低い**。

「専門学校による社会人向け短期プログラム」認定要件留意点（案）

（1）修業年限が2年未満の正規課程又は特別の課程（履修証明プログラム）であること。

- ・社会人以外が受講する場合であっても認定対象として排除するものではない。
- ・国や県からの委託を受けて開設している訓練プログラムは認定対象として含まない。
- ・単なる資格・試験の受験対策を目的とするプログラム、一般教養的な知識を得ることを目的とするプログラムは認定対象として含まない。
- ・既に開設され、修了者の実績のあるプログラムを対象とする。

履修証明プログラム（学校教育法第105条）：各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）において、社会人等を対象に、大学等の教育研究資源を活かし体系的に編成された、総時間数120時間以上の特別の課程。修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付。

（2）専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。

- ・申請するプログラムに対応した教育課程編成委員会を設けることが原則となるが、同じ専攻分野の学科が職業実践専門課程の認定を受けている場合に、既設の教育課程編成委員会を活用し、当該プログラムの編成を行うことも可能とする。（その場合であっても、企業等委員については、申請するプログラムに対応する人数の確保が必要であり、申請するプログラムについての議論が職業実践専門課程の議論と独立したものとして扱われていることが確認できることが必要。）
- ・教育課程編成委員会は推薦時点までに2回以上の開催実績が必要であるが、今年度に限り、推薦時点までに2回の開催が出来ていない場合であっても、年度内に2回の開催予定が確認できれば推薦可とする。

(4) 対象とする職業に関する企業等と連携して行う授業、インターンシップその他の実践的な方法による授業が、別に定めるところにより、申請する課程全体の総授業時数の一定割合以上を占めていること。

- ・別に定めるところについては、職業実践専門課程、B Pの例を参考に作成。(「別に定める」事項の例とイメージ)
- ・一定割合として5割を目安とする。
- ・企業等と連携して行う授業については、企業等と締結した協定書等・講師契約書等を提出するものとする。

(5) 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。

- ・推薦年度前年度における研修の実績、推薦年度における計画が確認できる資料を提出するものとするが、今年度に限り、推薦年度における計画が確認できれば推薦可とする。
- ・申請するプログラムに対応した教員研修が原則であるが、同じ専攻分野の学科が職業実践専門課程の認定を受けている場合、職業実践専門課程における教員研修と連携して実施することも可能とする。

(7) 学校関係者評価を行い、その結果を公表していること。

(8) 学校関係者評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

- ・学校関係者評価委員会は、必ずしも申請するプログラムごとに置く必要はなく、学校として、複数の学科、プログラムに共通する学校関係者評価委員会を置くことも可能。
- ・学校関係者評価では、社会人向け短期プログラムに関する項目を設け、学校関係者評価委員会において申請するプログラムの効果検証を行うものとする。

専門学校における職業教育の充実 「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度

平成23年1月 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

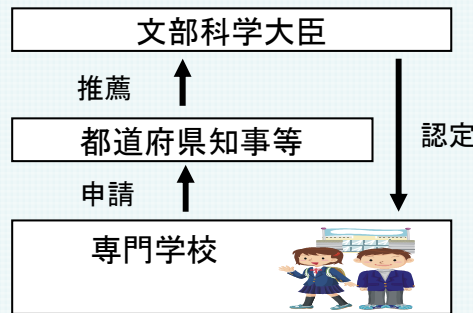
⇒平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

⇒平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート

平成29年3月 これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)

職業実践専門課程は、**教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組**として位置づける。

認定要件等



- 認定要件 -

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

企業等との
「組織的連携」

取組の
「見える化」

「職業実践専門課程」の認定状況

職業実践専門課程の認定学科数は、全専門学校(修業年限2年以上)の約40%。

No.	都道府県	認定学校数	認定学科数
1	北海道	62	161
2	青森県	5	10
3	岩手県	11	33
4	宮城県	24	121
5	秋田県	1	5
6	山形県	4	9
7	福島県	10	53
8	茨城県	15	34
9	栃木県	14	34
10	群馬県	27	55
11	埼玉県	28	57
12	千葉県	27	49
13	東京都	127	475
14	神奈川県	47	102
15	新潟県	33	147
16	富山県	2	8
17	石川県	12	28
18	福井県	6	19
19	山梨県	3	4
20	長野県	20	43
21	岐阜県	7	11
22	静岡県	37	90
23	愛知県	51	187
24	三重県	5	7

No.	都道府県	認定学校数	認定学科数
25	滋賀県	—	—
26	京都府	23	62
27	大阪府	96	350
28	兵庫県	21	64
29	奈良県	4	8
30	和歌山県	3	9
31	鳥取県	2	4
32	島根県	7	16
33	岡山県	13	52
34	広島県	22	57
35	山口県	12	31
36	徳島県	7	18
37	香川県	10	32
38	愛媛県	12	41
39	高知県	7	24
40	福岡県	64	201
41	佐賀県	2	3
42	長崎県	7	14
43	熊本県	15	44
44	大分県	14	19
45	宮崎県	10	24
46	鹿児島県	6	22
47	沖縄県	19	48
合計		954	2,885

【認定状況】

	学校数	学科数
H25年度	472	1,373
H26年度	295	677
H27年度	272	501
H28年度	150	240
H29年度	94	152
合計	954(33.8%)	2,885(38.9%)

なお、全学科数（8,849学科）に占める割合は、32.6%である。（平成29年度学校基本統計による）
 ※合計欄の学校数・学科数は、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消等により、単純合計となっていない。
 ※取消件数：2校8学科(H26.8.29)、1校1学科(H27.2.17)、3校3学科(H28.2.19)(うち2校2学科は課程廃止による)、6校6学科(H29.2.24)(うち5校5学科は課程廃止による)、22校34学科(H30.2.27)(うち17校29学科は課程廃止による)

【分野の別】

分野	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業 実務	服飾・ 家政	文化・ 教養	計
合計	638	13	536	271	254	533	110	530	2,885

文部科学大臣認定
 職業実践専門課程認定証明書



見 本

認定されたことを証明します

平成三十年五月十八日

文部科学省生涯学習政策局長



専修学校の専門課程における
 職業実践専門課程の認定に関する規程
 (平成二十五年文部科学省告示第百三十三号)
 に基づき職業実践専門課程として

文部科学大臣認定
 職業実践専門課程認定証明書

専門学校
 課程
 学科

専修学校における学校評価・情報公開の状況

上段 下段
(H25→H29調査結果)

学校評価

自己評価

【各学校の教職員が自らの学校の状況について行う評価】

《実施》
66.7%
→81.7%

《公表》
22.2%
→59.3%

学校関係者評価

【学校が選任する学校関係者により自己評価の結果等を評価】

《実施》
24.9%
→51.0%

《公表》
8.1%
→42.2%

情報公開

情報公開

【学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供】

《実施》
19.7%
→66.0%

※ 平成25年5月1日、平成29年5月1日現在の数値

※ 出典：私立高等学校等実態調査

法令上の義務

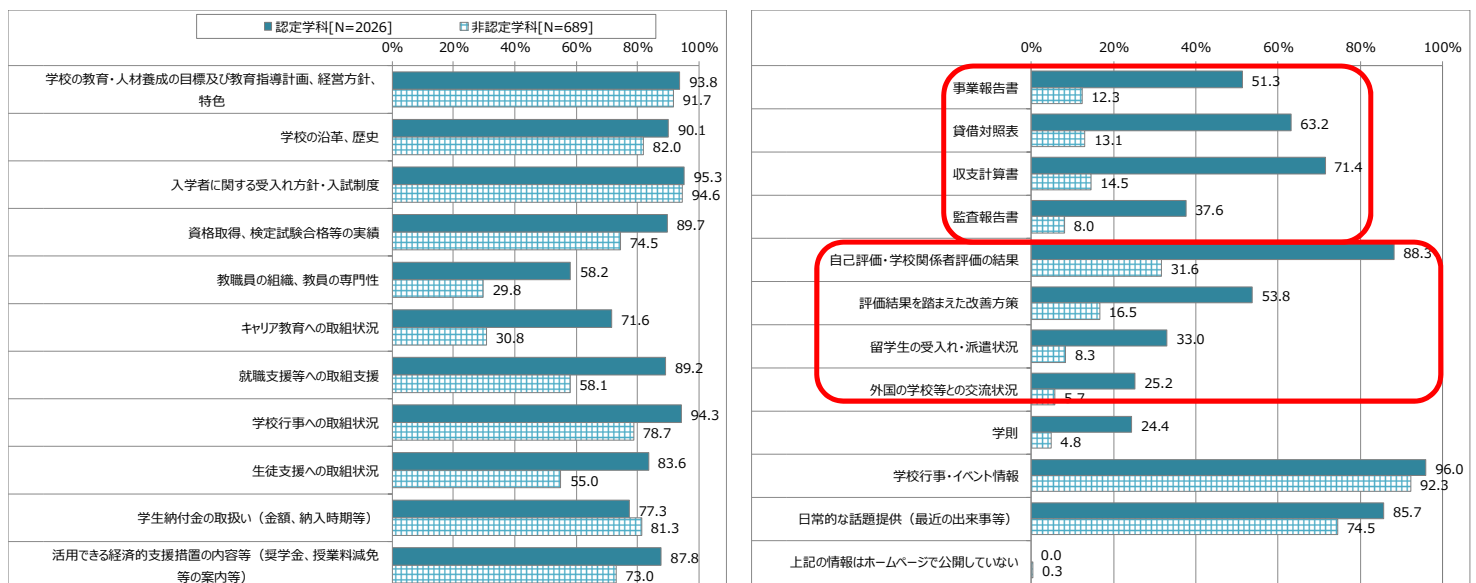
職業実践専門課程の認定要件

H29実態調査

ホームページの情報公開

- ホームページで提供している情報のうち、主として学校運営に関わるものについては、職業実践専門課程の認定学科はより積極的に公開。
- 評価結果を踏まえた改善方策については、認定学科でも半数程度。

図表 ホームページで提供している情報（認定有無別）



※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

専修学校における学校評価実践の手引き (平成27年3月)

学校評価を活かした専修学校の 質保証・向上に向けて ～専修学校における学校評価実践の手引き～

平成27年3月
文部科学省委託事業
「職業実践専門課程等を通じた
専修学校の質保証・向上の推進」

専修学校における情報公開実践の手引き (平成29年3月)

情報公開を活かした専修学校の 質保証・向上に向けて

～専修学校における情報公開実践の手引き～

平成29年3月
文部科学省委託事業
「職業実践専門課程等を通じた
専修学校の質保証・向上の推進」

○ 文部科学省HPで公開しています。

「専修学校における学校評価・情報公開について」

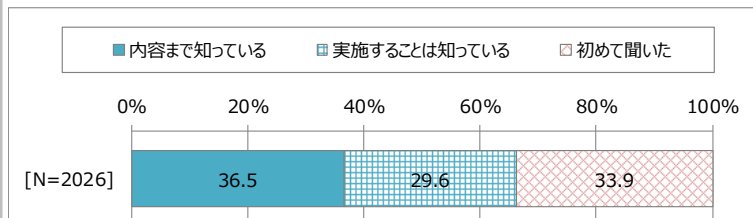
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332632.htm

H29実態調査

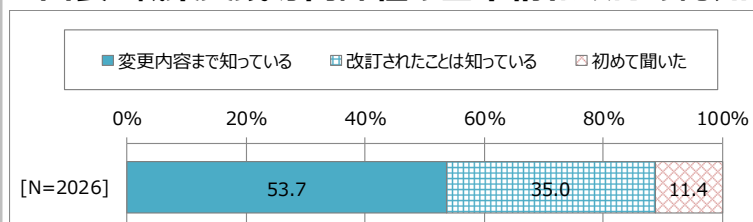
認定学科フォローアップ^oと情報公開様式の改訂

■ 初年度である平成25年度認定学科フォローアップ^o（平成29年度実施）の未認知は一定数いるものの、基本情報改訂（情報公開様式：別紙様式4）への対応は概ねできている。

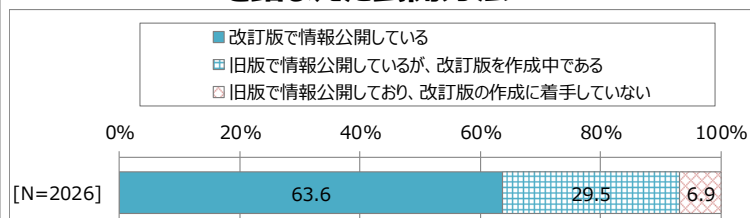
図表 平成25年度の認定学科フォローアップ^o実施の認知



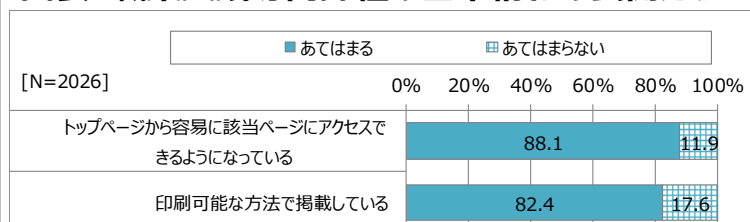
図表 職業実践専門課程の基本情報改訂の認知



図表 職業実践専門課程の基本情報改訂を踏まえた公開方法を踏まえた公開方法



図表 職業実践専門課程の基本情報の公開方法



職業実践専門課程に係るフォローアップ審査（平成25年度認定学科分）の概要

審査概況（該当件数：約1,400学科）

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項（抜粋）
5 手続
(7) 都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程が引き続き上記3の要件に適合していることについて、告示された専修学校専門課程が告示後3年を経過する毎に、別紙様式4により11月30日までに文部科学大臣宛届出願います。

- | | | |
|--------|-----------|-------------------------|
| ・平成29年 | 8月 7日 | 各都道府県に対し既認定学科別紙様式4提出を依頼 |
| | 11月30日 | 文部科学省への別紙様式4提出期限 |
| ・平成30年 | 2月上旬～3月下旬 | 各都道府県へ指摘事項を发出（1回目） |
| | 6月中旬 | 各都道府県へ指摘事項发出開始（2回目） |

審査後の対応方針

別紙様式4記載内容に認定要件に関わる不備が見られる場合、具体的な改善策を講じたこと分かる別紙様式4改訂版、改善策実施を証明する資料（教育課程編成委員会開催議事録、教員研修実績等）を11月30日（金）までに文部科学省に提出。

フォローアップ審査において指摘又は確認を行った主な事例

教育課程編成委員会の企業等委員の不足

同じ専攻分野であって、複数の認定学科で共同して教育課程編成委員会を置く場合に、実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員について、認定学科数に対応した人数が確保できていない。

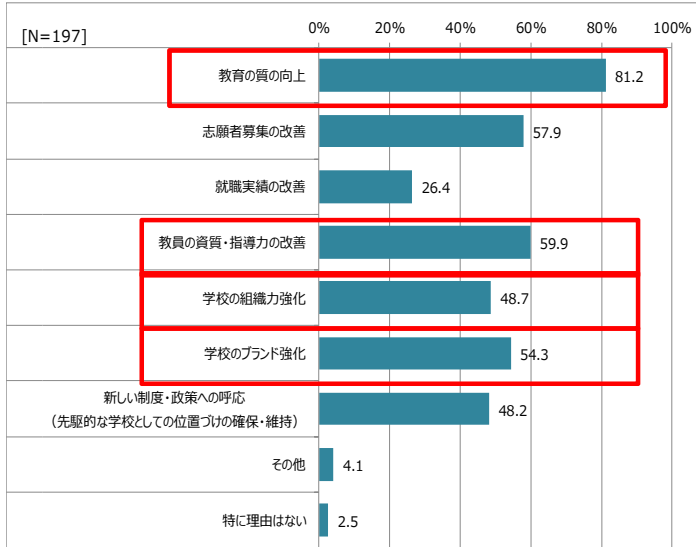
2種類の教員研修の一本化

専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修と、授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上するための研修の両方を行うことが認定要件となっているが、同じ研修を記載していたため、研修の内容について追加で確認を行った。

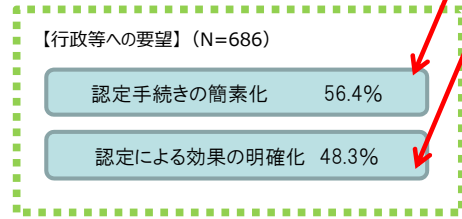
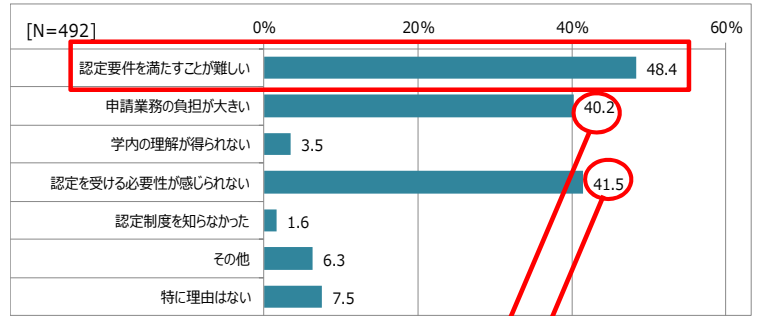
職業実践専門課程の状況

■取組内容の実質化を進めることにより、更なる質の向上が期待

【認定学科】 認定を受けようと考えた理由（複数選択）



【非認定学科】 認定を受けていない理由（複数選択）



■ 手続と認定を受ける意味づけは、業務負担と必要性に対応関係

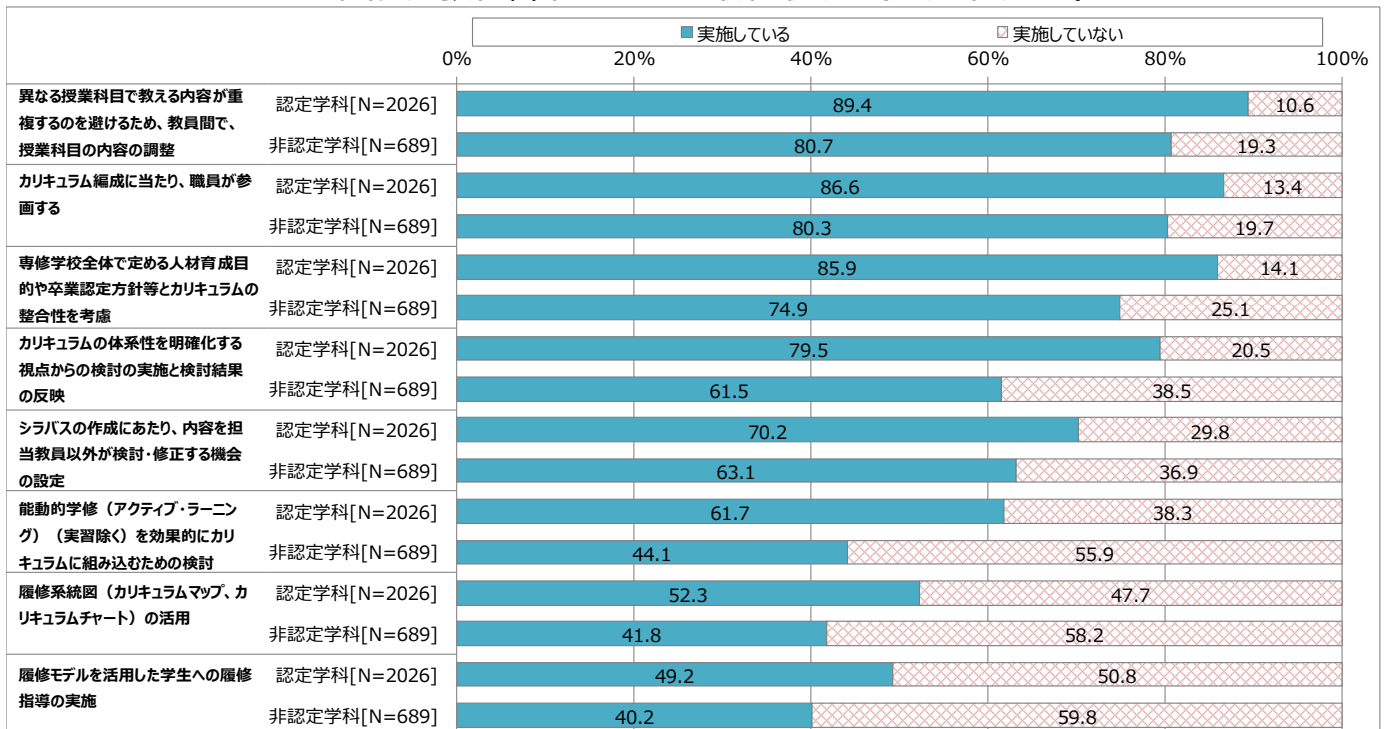
※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

H29実態調査

教育課程編成 1 教育課程に関する取組

■ 教育課程に関する取組では、職業実践専門課程の認定学科の有無にかかわらず取り組まれているが、**認定学科のほうが取り組んでいると回答する割合が多い傾向。**

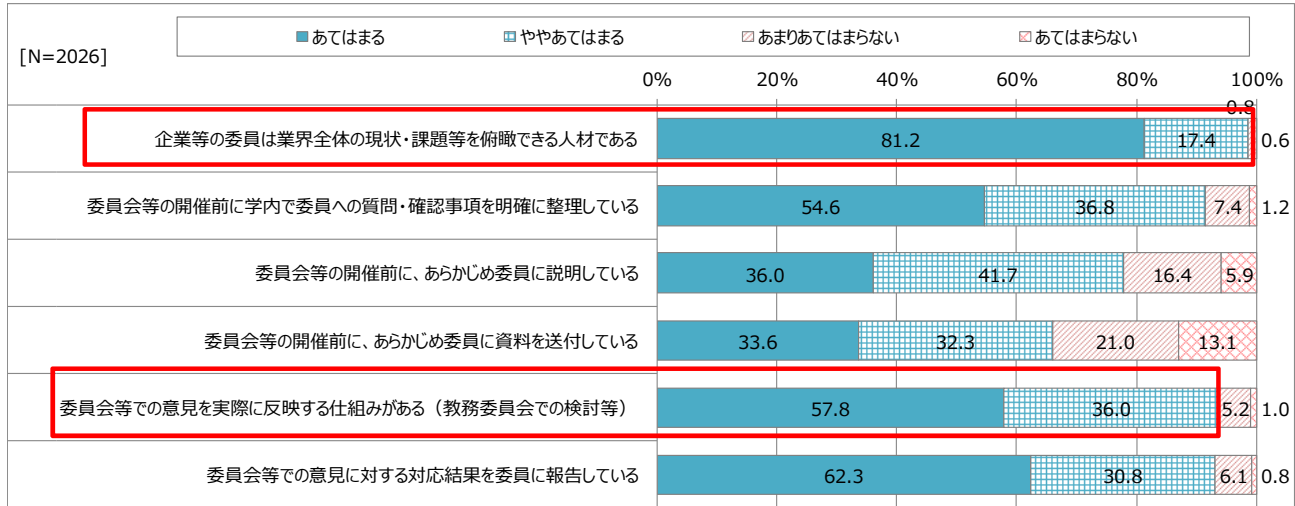
図表 教育課程に関する取組状況（認定有無別）



※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

■ 教育課程編成委員会自体のマネジメントは概ね良好。

図表 教育課程編成委員会の運営状況

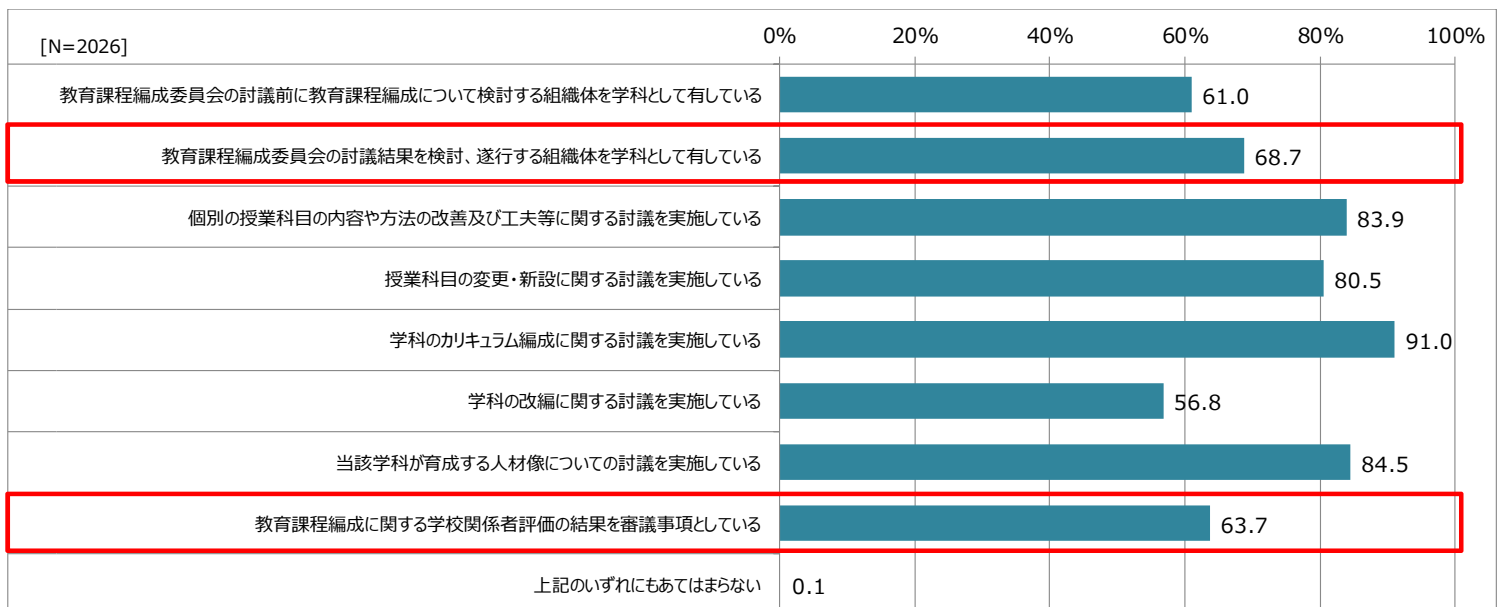


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

教育課程編成 3 委員会運営の改善例①

■ 教育課程編成委員会の討議結果を検討・遂行する専任の体制や、教育課程に関する学校関係者評価の結果を審議事項とすることも重要。

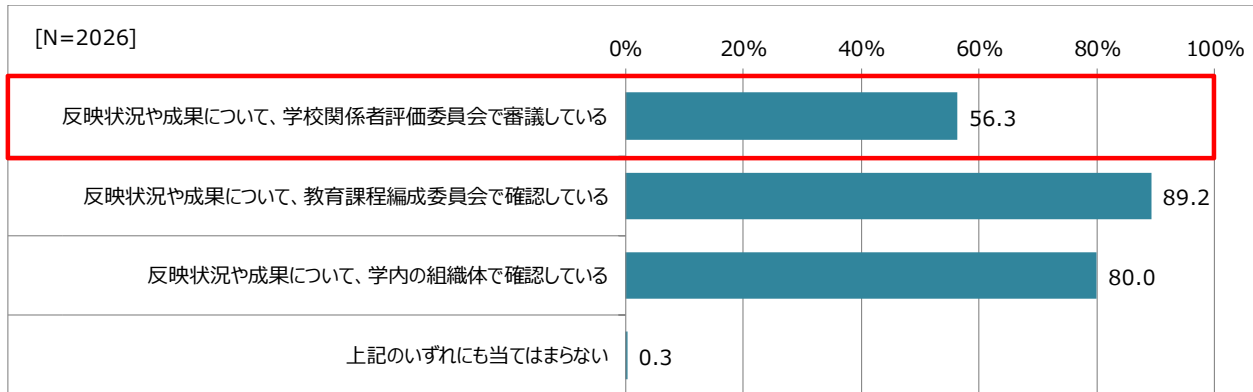
図表 教育課程編成委員会の実施体制



※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

■ **教育課程編成委員会における検討結果をどのように反映したかや、その成果を含めて学校関係者評価委員会で審議し、検証することも重要。**

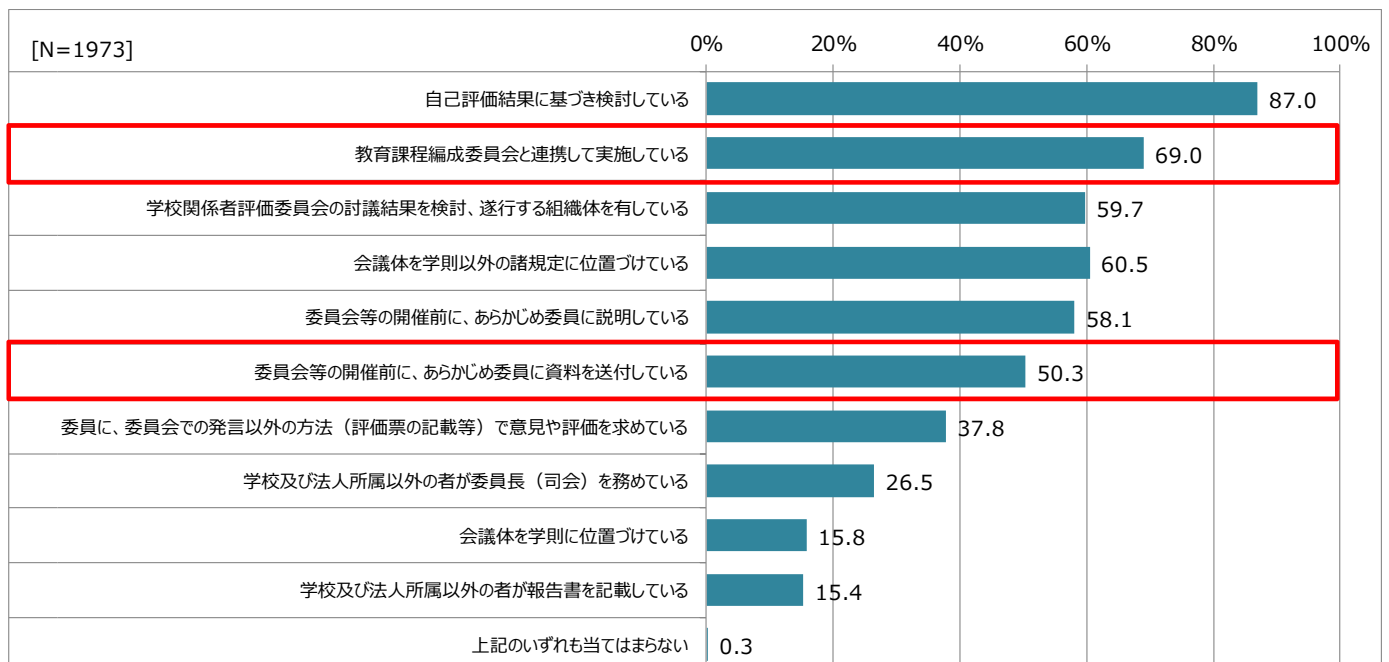
図表 教育課程編成委員会の検討内容のカリキュラムへの反映状況やその成果



※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

■ **学校関係者評価の充実を図るため、委員会等の開始前の資料の事前送付、教育課程編成委員会との連携が重要。**

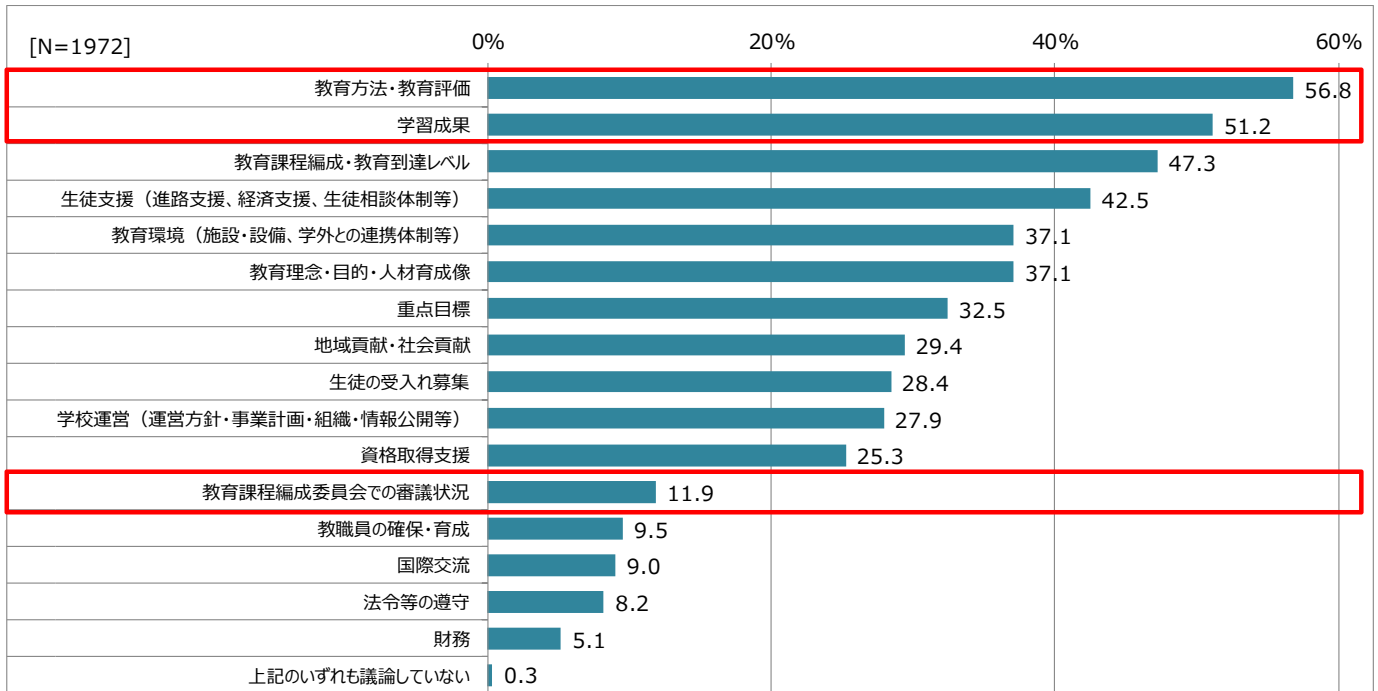
図表 学校関係者評価の実施体制



※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

■ 教育方法・教育評価、学習成果等のほか、**教育課程編成委員会での審議状況等も含めて議論**することも重要。

図表 学校関係者評価で議論時間が多かったもの

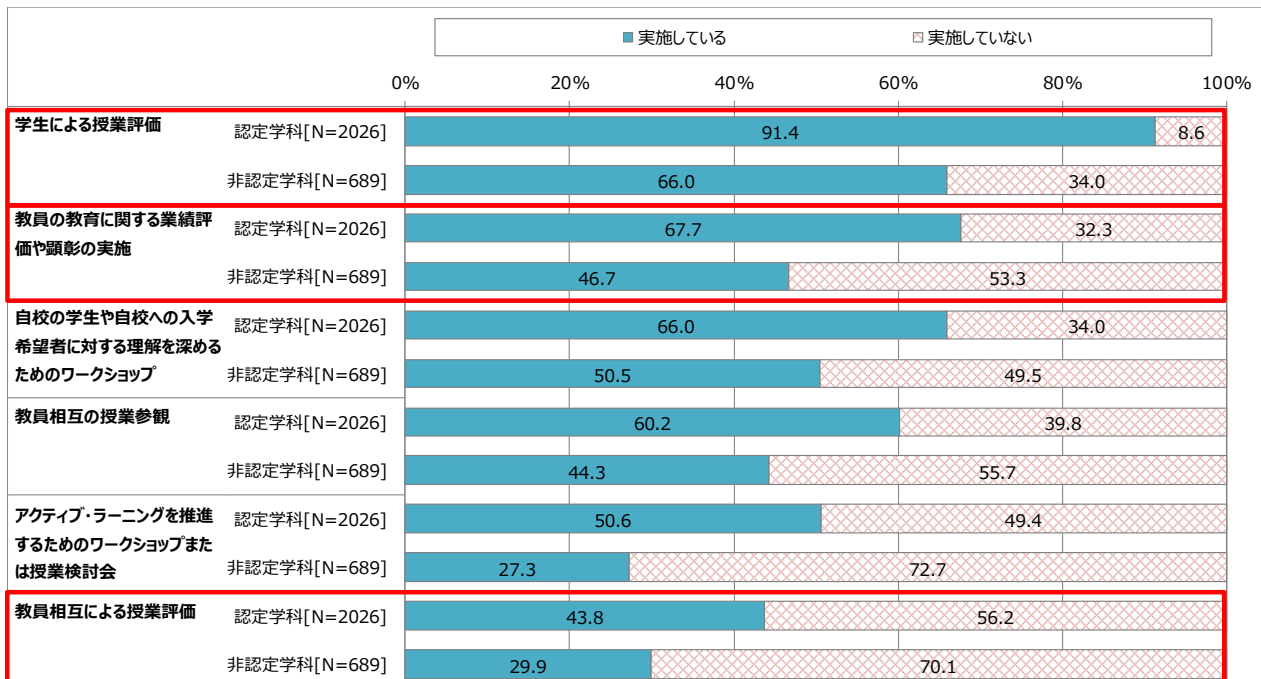


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

能力開発 1 教職員の資質向上

■ 授業評価や業績評価を実施する割合は、職業実践専門課程認定学科のほうが高い。

図表 教職員の資質向上・担保に関する取組（認定有無別）

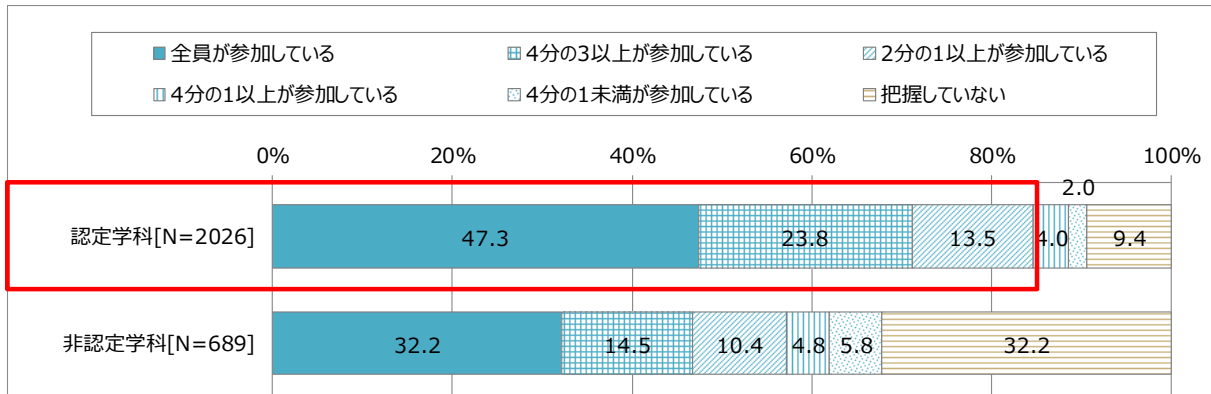


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

能力開発 2 専任教員の能力開発

■ 専任教員の能力開発では、全員が参加している学科は半数にとどまるが、半分以上の教員が参加する割合は8割を超える。

図表 教員の能力開発への専任教員の参加状況（認定有無別）

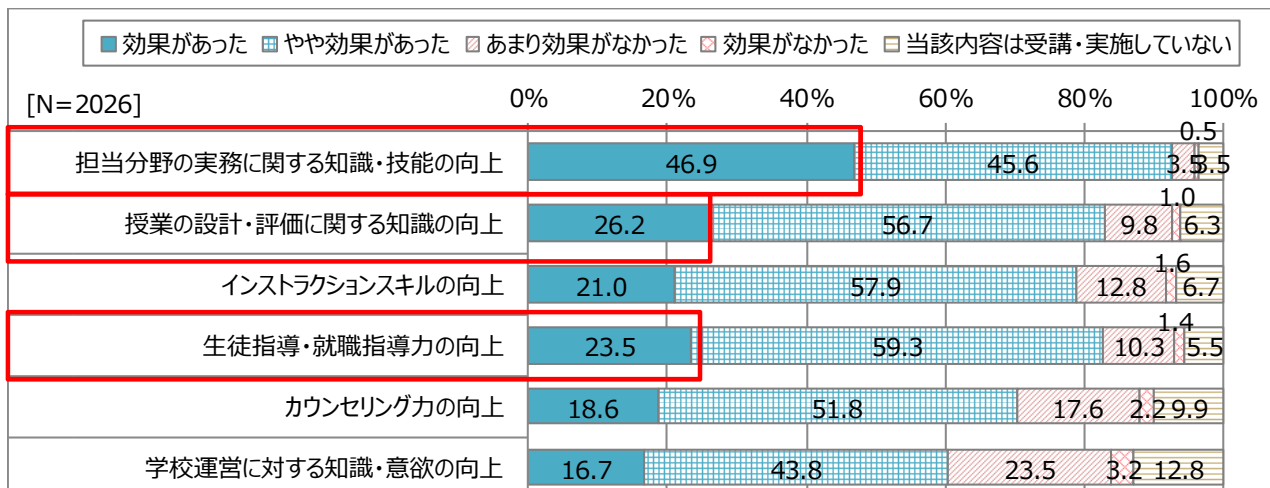


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

能力開発 3 教員研修の効果

■ 企業等と連携した教員研修では、認定要件に対する効果が高い。

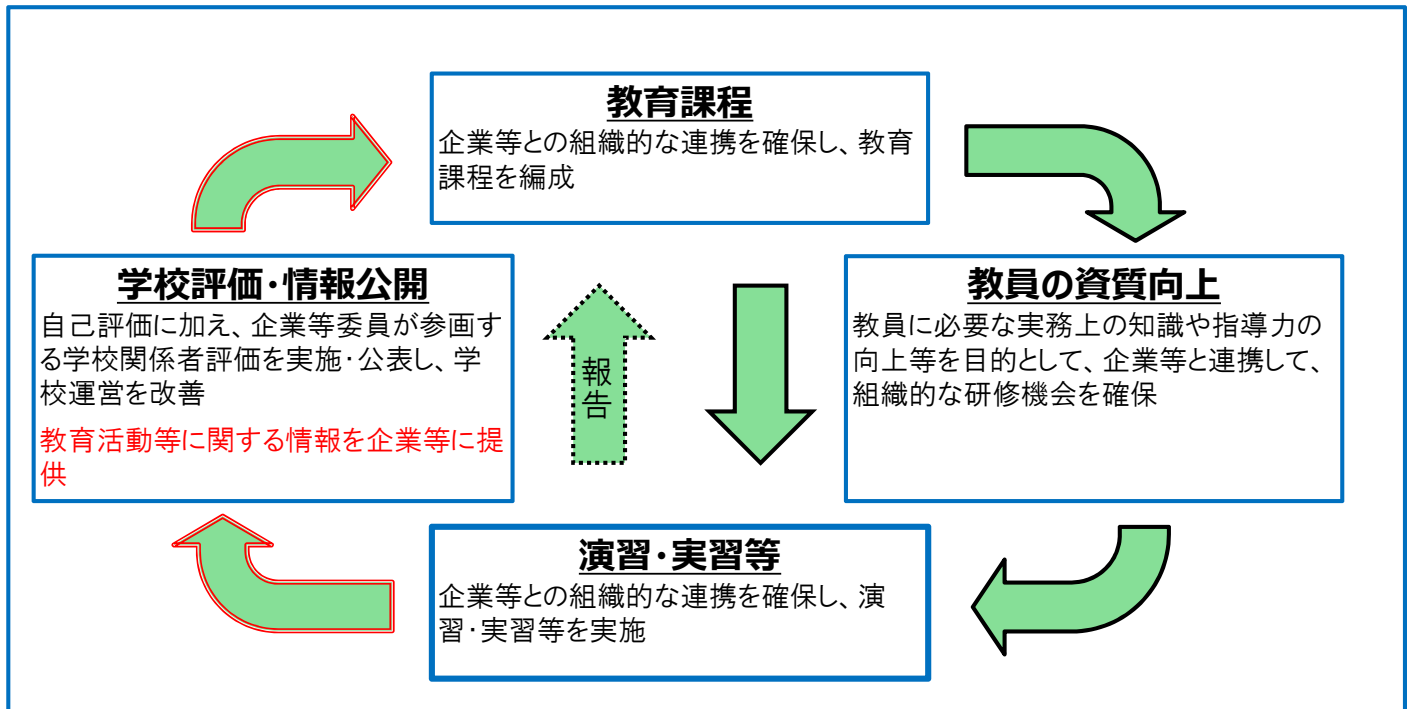
図表 企業等と連携した教員研修による効果



※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

職業実践専門課程における教育活動の流れのイメージ

教育活動を通じ、PDCAサイクルによる内部質保証・向上に組織的に取り組む。

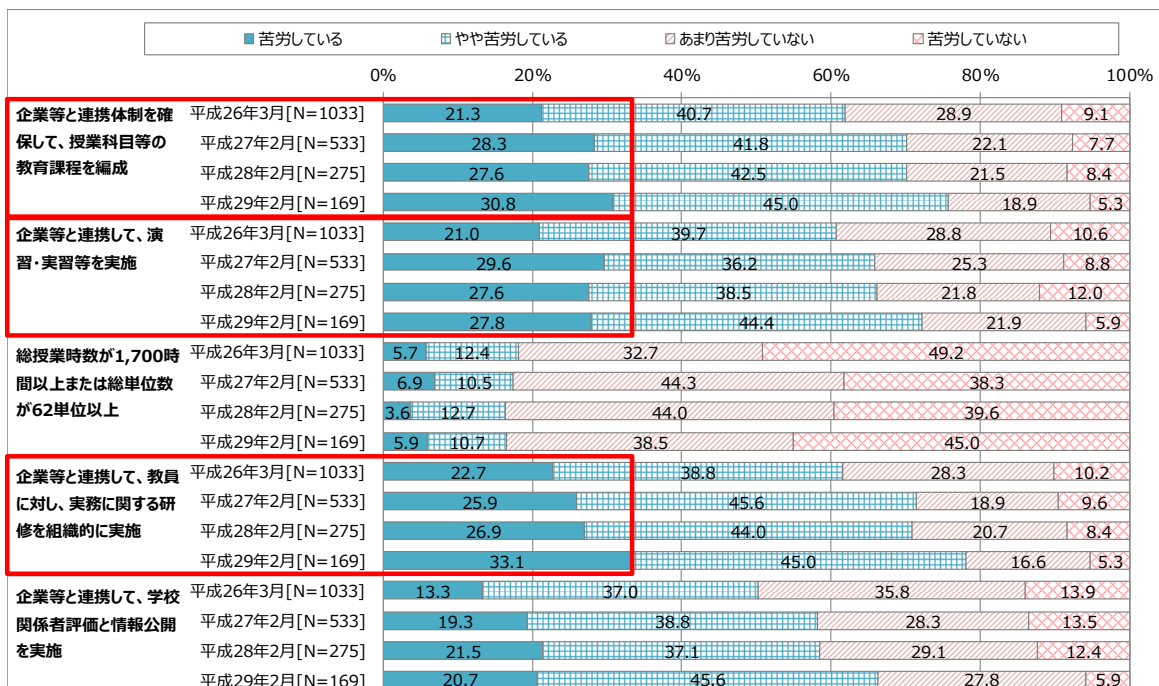


H29実態調査

職業実践専門課程の認定要件の維持

■企業等と連携した教育課程の編成や組織的な研修等の継続性を確保することが重要。

図表 認定要件充足維持のための苦勞の度合い（認定年度別）

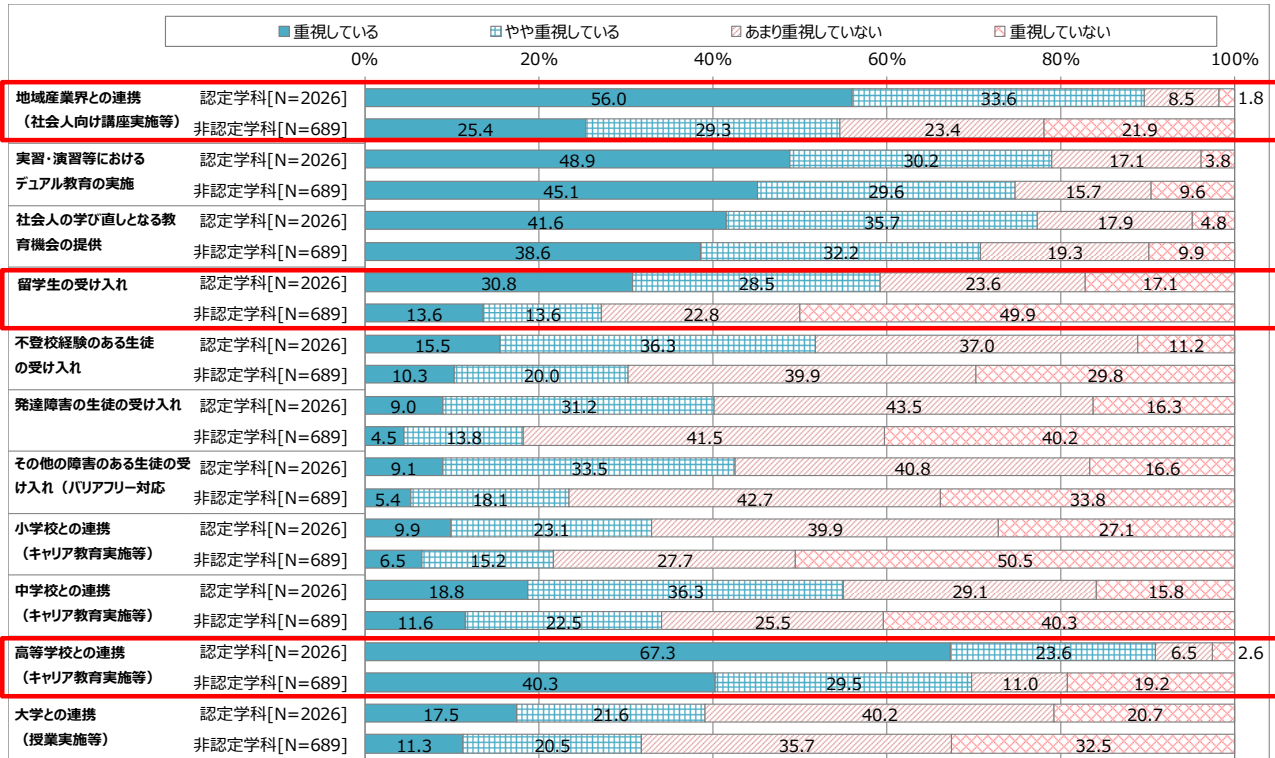


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

課題等への対応 1 課題等に関する取組

■ 社会人向けプログラムや留学生受入、高大接続等の課題に取り組む割合は職業実践専門課程認定学科のほうが高い。

図表 重視している取組み（認定有無別）



※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

課題等への対応 2 社会人向けプログラム

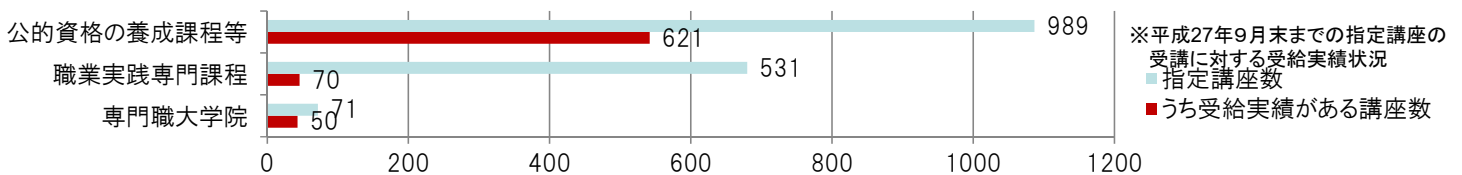
■ 専門実践教育訓練給付金制度における職業実践専門課程の活用状況については、平成30年4月時点で指定講座は742講座。

なお、平成30年4月時点の専門実践教育訓練給付金制度における指定講座は、2,133講座となっている。

- (内訳) ・公的資格の養成課程等 : 1,180講座
- ・職業実践専門課程 : 742講座
- ・専門職大学院 : 77講座
- ・職業実践力育成プログラム : 94講座
- ・一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目的とする課程 : 24講座
- ・第四次産業革命スキル習得 : 16講座

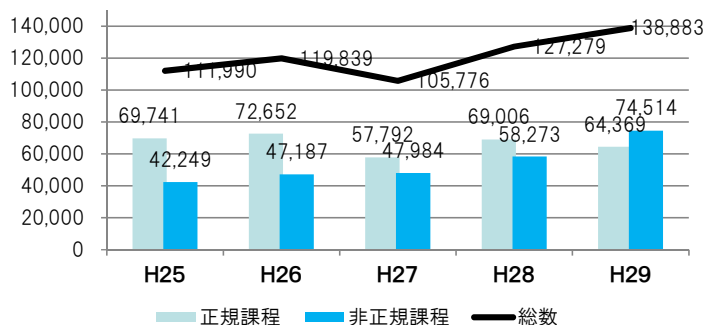
➤ 夜間課程や土日課程の開設等の促進など、社会人（在職中の労働者）が受講しやすい工夫をすることが効果的と考えられる。

専門実践教育訓練給付金制度における受給状況（平成28年3月末時点）



※平成27年9月末までの指定講座の受講に対する受給実績状況
 ■ 指定講座数
 ■ うち受給実績がある講座数

専修学校の社会人受入数 (平成29年5月1日時点)



※文部科学省 平成29年度私立学校等実態調査より

事務連絡
平成30年8月9日

各都道府県専修学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦等の
手続について（依頼）

平成30年度における標記に関する都道府県知事等からの推薦、名称等変更、廃止、要件不適合の届出については、別添1「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」、別添2「『専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程』に関する実施要項」、別添3「『専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程』に関する記入要項」及び別添4「『職業実践専門課程』に関する主な質問に対する基本的考え方」に従い、別添8「職業実践専門課程申請校一覧（都道府県等提出用）」とともに平成30年10月31日（水）までに下記担当あてに御提出いただくようお願いいたします。該当がない場合にも、お手数ですが、その旨メールにて御連絡ください。

また、昨年度の推薦・審査の状況等を踏まえ、推薦等に係る様式の一部内容を改正していますので、内容を御確認いただくことと併せて、この度送付する様式を用いて推薦等をお願いいたします。

あわせて、職業実践専門課程として既に認定された専修学校の専門課程が、認定後も引き続き認定要件を満たしているかの確認（フォローアップ）を行うこととし、今年度においては、平成27年文部科学省告示第23号において認定された専門課程を対象に、認定後の公表様式である各学校の認定課程に関する別紙様式4及び補足資料を、別添9「職業実践専門課程既認定課程一覧（平成27年文部科学省告示第23号において認定された専門課程）」とともに、平成30年10月31日（水）までに下記担当あてに御提出いただくことといたしますので、御留意ください。御提出に際しては、別添5「『職業実践専門課程』既認定課程のフォローアップについての基本的な考え方」を御参照ください。

なお、フォローアップの対象となるかに関わらず、すべての既認定課程について最新の様式を用いて情報の公表を行うよう、改めて周知願います。

< 添付書類 >

- 【参考 1】平成 30 年度の推薦等に係る主な修正点について
- 【参考 2】平成 30 年度のフォローアップに係る主な変更点について
- 【別添 1】専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程
- 【別添 2】「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項
- 【別添 3】「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する記入要項
- 【別添 4】「職業実践専門課程」に関する主な質問に対する基本的考え方
- 【別添 5】「職業実践専門課程」既認定課程のフォローアップについての基本的な考え方
- 【別添 6】認定要件充足状況等に関する調査記入要領
- 【別添 7】職業実践専門課程の認定要件・確認シート
- 【別添 8】職業実践専門課程申請校一覧（都道府県等提出用）
- 【別添 9】「職業実践専門課程」既認定課程一覧（平成 27 年文部科学省告示第 23 号において認定された専門課程）

※ 以上の資料については、文部科学省 HP においてダウンロードが可能。

〈http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1339274.htm〉

文部科学省生涯学習政策局 生涯学習推進課専修学校教育振興室 専修学校第一係 嘉数、渡辺 TEL : 03-6734-2915 FAX : 03-6734-3715 E-mail : syosensy@mext.go.jp

《平成30年度の推薦等に係る主な修正点について》

平成29年度における職業実践専門課程の認定審査及びフォローアップを踏まえ、実施要項、別紙様式、記入要項を改正しております。

主な修正点はそれぞれ以下のとおりですので、職業実践専門課程の推薦等の手続きにおいて御留意ください。なお、今回の修正は、職業実践専門課程の認定要件に関する従来解釈を変更するものではありません。

1. 実施要項の主な変更点

【5（7）】

- 告示後3年を経過する毎に実施する既認定学科に対するフォローアップについて、別紙様式4の提出を11月30日から10月31日へ1か月前倒しました。

【別紙様式1－1】

- 「教育課程編成委員会の位置付け」欄に、※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記と追記し、記載する内容を明確化しました。
- 「教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期」欄に、年間の計画開催数及び開催時期を明記することとしました。
- 「実習・演習等における企業等との連携内容」欄に、具体的な記載内容の説明を加えました。
- 「推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針」欄に記載すべき内容について説明を加えました。
- 「研修等の実績」欄に、それぞれ記載方法として、研修名（連携企業等名）、期間、対象、内容を記載することとする旨を明確化しました。
- その他文言の適正化を行いました。

【別紙様式3－1】

- 教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由について、委員本人の個性に関する情報でなく、当該専攻分野と企業等の業務内容との関係性に着目した内容とするよう記載例を変更しました。

【別紙様式3－2】

- 学校関係者評価委員会の企業等委員の選任理由について、委員本人の個性に関する情報でなく、当該専攻分野と企業等の業務内容との関係性に着目した内容とするよう記載例を変更しました。

【別紙様式4】

- 「別紙様式1－1」の改訂に合わせ、同じ項目を修正しました。

2. 記入要項の主な変更点

- 「学校関係者評価委員会の全委員の名簿」の欄の説明について、学校の教職員は学校関係者評価委員会の委員となることはできないこと、別紙様式3－2の記入に際して注意事項を追記しました。

《平成30年度のフォローアップに係る主な変更点について》

平成30年度のフォローアップにかかる作業等については、昨年度に比べ、次のとおり手順を変更しております。【別添5】から【別添7】に基づき対応ください。

なお、今年度は、フォローアップに併せて、実態調査を外部委託することにより、補足提出資料がありますが、フォローアップに関する従来の考え方を変更するものではありません。

1. 提出締切日

平成30年10月31日（水） 17時必着

2. 提出書類等

【フォローアップ】

① 別紙様式4（公表様式）

※今回の事務連絡による改訂後の様式を使用願います。

【実態調査】

② 職業実践専門課程の認定要件・確認シート【別添7】

※別紙様式4ごとに1枚作成願います。

※記入方法については、【別添6】及び【別添7】にも記載しています。また、【別添7】には記入例も添付していますので参照ください。

③ 当該認定学科にかかる平成29年度に開催した全ての教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会の議事録

※ここでいう「教育課程編成委員会」とは、職業実践専門課程の認定要件となっている教育課程編成委員会を指します。具体的には、企業等委員が出席することとされている教育課程編成委員会のみを指し、同じ名称であっても、学校内部の委員のみで開催するものは含みません。

※それぞれの議事録のファイル名には、学科名及び資料番号をいれてください。

(ファイル名の例)

【資料1】平成29年6月教育課程編成委員会（●●学科）_議事録

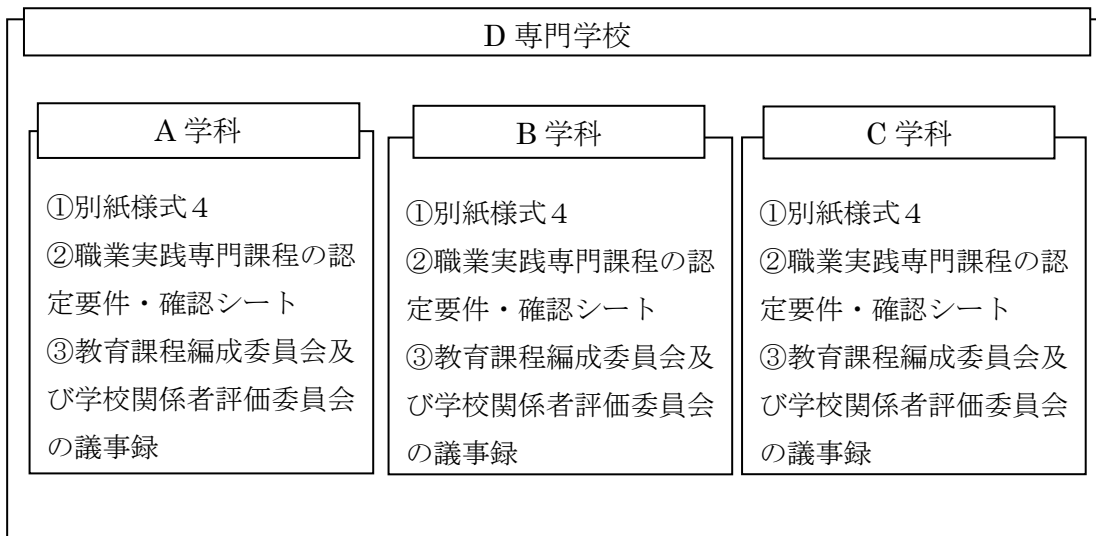
【資料2】平成30年1月教育課程編成委員会（●●学科）_議事録

【資料3】平成29年7月学校関係者評価委員会（●●学科）_議事録

3. 提出方法

各都道府県専修学校主管課等にて、以下のように所管する学校の資料をとりまとめ、メールで提出してください。

【フォルダ構成とファイルの格納方法】



※認定学科ごとに1つのフォルダ（フォルダ名：学科名称としてください。）を作成し、その中に、①別紙様式4 ②職業実践専門課程の認定要件・確認シート ③教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会の議事録 を格納してください。

※さらに、上記のフォルダを学校ごとに1つのフォルダ（フォルダ名：学校名としてください。）に格納し、まとめて送信してください。

4. 提出先

【提出先】（メールにて提出）

文部科学省生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室

MAIL : syosensy@mext.go.jp TEL : 03-6734-2915

担当者：嘉数、渡辺

締切日 平成30年10月31日（水）17時必着

※ファイルの容量制限等により送信することができない場合は、専修学校教育振興室に相談願います。

5. 問い合わせ方法

- ②職業実践専門課程の認定要件・確認シート【別添7】の記載方法について
- ③教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会の議事録の提出について

株式会社三菱総合研究所 科学・安全事業本部 産業イノベーション戦略グループ
TEL : 03-6705-6182
【受付時間：10:00-17:00（8月9日～8月19日、及び、12:00～13:00は除く）】
MAIL : info.senshuu@ml.mri.co.jp
担当者：藪本、中南、横山 【問合せはメール優先】

- ①別紙様式4について
- 提出方法、提出の考え方に関するお問い合わせ

文部科学省生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室
MAIL : syosensy@mext.go.jp TEL : 03-6734-2915
担当者：嘉数、渡辺

6. その他

【平成26年文部科学省告示第59号において認定された既認定学科に係る指摘事項への対応について】

平成30年6月21日付けメールで依頼した「職業実践専門課程」既認定学科のフォローアップに係る指摘事項のうち、具体的な改善策を講じて更新した別紙様式4とともに、それぞれ改善策実施を証明する資料（教育課程編成委員会・学校関係者評価委員会委員選任理由書（別紙様式3-1、3-2）、教育課程編成委員会開催記録、教員研修実績資料等）を添付の上、10月31日までに郵送にて提出ください。

「職業実践専門課程」既認定課程のフォローアップについての基本的考え方

以下は、昨年度より実施している「職業実践専門課程」既認定課程のフォローアップに関する基本的な考え方を示したものです。各都道府県担当者におかれましては、実施の趣旨や手順等の既認定課程を有する専修学校への周知をお願いします。

【フォローアップ実施の趣旨】

平成25年度の制度創設以来5回の認定を経て、認定学科数は修業年限2年以上の全学科数の約4割に達する一方、認定学科が認定要件を満たしていることについて認定後に行政側が確認する仕組みがこれまでありませんでした。

「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」（平成29年3月）において、「職業実践専門課程については、認定後にいかに取組・改善を充実させていくかということが課題となっている」と提言されたこともあり、昨年度より既認定学科が認定後も引き続き認定要件を満たしていることについての確認を実施することとしました。

【フォローアップ実施方法】

平成30年度のフォローアップの対象は、実施要項において「告示された専修学校専門課程が告示後3年を経過する毎に、別紙様式4により10月31日までに文部科学大臣宛届出願います。」との記載の通り、平成26年度の認定学科（平成27年文部科学省告示第23号にて認定された専門課程）となります。

※昨年度フォローアップ時の実施要項では提出期限を11月30日としておりましたが、昨年度の実施状況等を勘案し期限を1か月早めさせていただきました。

①今回の推薦依頼でお送りした改訂後の別紙様式4を用いて、最新の情報の掲載するよう作成し、各学校のホームページ等で公表してください。

②フォローアップの対象となる学科の上記の別紙様式4を平成30年10月31日までに電子メールにて文部科学省に提出してください。なお、今年度については、認定要件の充足状況について統計的に分析し、今後の確認方法や認定審査の改善に資するための調査研究の一環として、業務委託により、各学校に対して追加資料の提出依頼及びアンケート調査を併せて行いますので、御協力よろしくをお願いします。[別添6, 7参照]

③「別添9 職業実践専門課程既認定課程一覧（平成27年文部科学省告示第23号において認定された専門課程）」についても併せて提出。

※既に廃止又は認定要件不適合で取り消された課程については別紙様式4の提出は不要です。

【平成26年文部科学省告示第59号において認定された既認定学科に係る指摘事項への対応について】

平成30年6月21日付けメールで依頼した「職業実践専門課程」既認定学科のフォローアップに係る指摘事項のうち、具体的な改善策を講じて更新した別紙様式4とともに、それぞれ改善策実施を証明する資料（教育課程編成委員会・学校関係者評価委員会委員選任理由書（別紙様式3-1、3-2）、教

育課程編成委員会開催記録、教員研修実績資料等)を添付の上、10月31日までに郵送にて御提出ください。

【提出後の対応等】

都道府県においてとりまとめいただいた別紙様式4を文部科学省において確認し、認定要件が満たされていない可能性のある認定学科があった場合は、各都道府県担当者に文部科学省から問い合わせ等をさせていただきます。都道府県担当者より学校側に事実確認等を行っていただくとともに、もし学校側への事実確認や改善に向けた指導等の結果、認定要件を満たしていないことが確定した場合には、認定取り消しの手続きを進めるため、別紙様式7を文部科学省宛に提出いただくことになります。

認定要件充足状況等に関する調査記入要領

本調査は、平成30年度「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査」を株式会社三菱総合研究所に委託して行うものです。

科学・安全事業本部 産業イノベーション戦略グループ

TEL : 03-6705-6182

【受付時間：10:00-17:00（8月9日～8月19日、及び、12:00～13:00は除く）】

MAIL : info.senshuu@ml.mri.co.jp

担当者：藪本、中南、横山

※下記の（1）職業実践専門課程の認定要件・確認シート【別添7】の記載方法、（2）教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会の議事録の提出についてのお問い合わせは、上記までお願いします。なお、お問い合わせはメールを優先して頂けたら幸いです。

※（株）三菱総合研究所の夏季一斉休業につき、メール及び電話でのお問い合わせは、8月20日（月）以降からのご対応とさせていただきます。ご理解いただきますよう宜しくお願い致します。

<委託元>

文部科学省生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2915 MAIL : syosensy@mext.go.jp

担当者：嘉数、渡辺

※提出方法、提出の考え方に関するお問い合わせは、専修学校教育振興室までお問い合わせください。

1. 調査研究内容

1.1 認定要件充足状況等の確認

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項（平成25年文部科学省生涯学習政策局）5（7）によるフォローアップに関連して、今後の確認方法や認定審査の改善に資するための調査研究の一環として、各学校に対して補足資料の提出依頼及びアンケート調査を併せて行いますので、御協力よろしく申し上げます。別紙様式4の補足資料として、以下の資料を併せて提出してください。（全て電子メールへの添付により提出）

(1) 職業実践専門課程の認定要件・確認シート【別添7】

各既認定学科において、自学科の状況に基づき、別添「職業実践専門課程の認定要件・確認シート」上の具体的な要件を、「確認ポイント」に記載しているチェック観点から「参照資料名」に記載している資料等の根拠書類を確認しながら、具体的な要件ごとに、認定時以降引き続き認定要件を充足しているか否かについて、「自己点検」欄に○、△、×のいずれか（充足できている場合は○、充足できているかどうかの判断が困難な場合は△、充足できていない場合は×）を記入してください。また、「充足していない内容・理由」欄には、「自己点検」欄が△又は×の場合にその内容・理由を記入してください。¹

別紙様式4ごとに1枚作成してください。

(2) 教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会の議事録の提出

認定要件の充足状況を客観的な観点から確認するため、平成29年度に開催した当該認定学科の全ての教育課程編成委員会（注1）及び学校関係者評価委員会の議事録を提出してください。その際、提出ファイル名に学科名及び資料番号（注2）を記載してください。

注1：ここでいう「教育課程編成委員会」とは、職業実践専門課程の認定要件となっている教育課程編成委員会を指します。具体的には、企業等委員が出席することとされている教育課程編成委員会のみを指し、同じ名称であっても、学校内部の委員のみで開催するものは含みません。

注2：資料番号は、データのファイル名に通し番号でナンバリングしてください。以下はナンバリング方法の例です。

（ファイル名の例）

【資料1】平成29年6月教育課程編成委員会（●●学科）_議事録

【資料2】平成30年1月教育課程編成委員会（●●学科）_議事録

【資料3】平成29年7月学校関係者評価委員会（●●学科）_議事録

1.2 資料の提出先及び締切

各都道府県専修学校主管課等にて所管する学校の資料を取りまとめ、以下の宛先にメールで提出してください。

¹ 「自己点検」欄及び「満たせていない内容・理由」欄について、例えば以下のような記載方法が考えられます。

※注意：下記はあくまで記載方法の一例であり、「○、△、×」を判断する基準を示したものではありません。

<記載例>

「③実習、実技、実験又は演習」、「実習・演習等の実施に加え、授業内容・方法、学修成果の評価について企業等と連携しているか」の項目について。

- 「自己点検」欄：△、「満たせていない内容・理由」欄の記載例：授業内容・方法及び学修成果の評価における企業との連携について、実際に企業と連携してそれらの評価を行ったが、企業等との協定書において学修成果の評価における連携について明確に記載していなかった。
- 「自己点検」欄：×、「満たせていない内容・理由」欄の記載例：授業内容・方法、学修成果の評価において、企業と全く連携していなかった。

【提出先】

文部科学省生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室

MAIL : syosensy@mext.go.jp TEL : 03-6734-2915

担当者 : 嘉数、渡辺

締切日 平成30年10月31日(水) 17時必着

認定学科ごとに1つのフォルダ(フォルダ名:学科名称としてください。)を作成し、その中に、①別紙様式4 ②職業実践専門課程の認定要件・確認シート ③教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会の議事録を格納してください。

さらに、上記のフォルダを学校ごとに1つのフォルダ(フォルダ名:学校名としてください。)に格納し、まとめて送信してください。

なお、ファイルの容量制限等により送信することができない場合は、専修学校教育振興室に相談願います。

2. 個人情報の取扱等

提出いただいた資料は、調査を委託している株式会社三菱総合研究所及び同と業務提携している特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構に提供しますので、ご了承の上、提出いただきますようお願いいたします。また、提出された資料は、本調査のみに使用し、調査終了時点で判読不能な形式で廃棄いたします。

(補足) 認定要件充足状況等に関するアンケート調査

平成27年文部科学省告示第23号において認定された職業実践専門課程を対象として、別途、アンケート調査を実施します。本アンケート調査は、「職業実践専門課程」の認定要件に即した実質的な活動・工夫等の状況を把握することを目的として、ウェブアンケート形式で行います。平成30年8月20日以降に、調査委託先である(株)三菱総合研究所より本アンケート調査に関する依頼状及び実施要領が各学校宛に送付されますので、内容をご確認の上、回答対象となる学科にてご回答いただきますよう、何卒宜しくお願い致します。

【別添7】

職業実践専門課程の認定要件・確認シート

学校名：

学科名：

※1 各既認定学科において、下記の具体的な要件を、「確認ポイント」に記載しているチェック観点から「参照資料名」に記載している資料等の根拠書類を確認しながら、具体的な要件ごとに、新規認定時以降引き続き認定要件を充足しているか否かについて、「自己点検」欄に○、△、×のいずれか（充足できている場合は○、充足できているかどうかの判断が困難な場合は△、充足できていない場合は×）を入れてください。

※2 「充足していない内容・理由」欄には、「自己点検」欄が△又は×の場合はその内容・理由を記入してください。

認定要件	前要件	具体的要件	参照資料名 ※提出が必要なのは下線表示	確認ポイント	自己点検 ※1	充足していない内容・理由 ※2
① 学校名等・修業年限	修業年限が2年以上であること	学校名は学則に記載されている名称か 課程名は学則に記載されている名称か 学科名は学則に記載されている名称か 学科内に複数のコース等を置いている学科においてはすべてのコースで要件を満たしているか 学則に記載されている昼夜別になっているか	・学則 (適用している学則) ・学則 (適用している学則) ・学則 (適用している学則) ・学則 (適用している学則) ・学則 (適用している学則)	告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性 告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性 告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性 告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性 告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性		
② 教育課程の編成	専攻分野に関する企業、団体等との連携体制を確保して授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること	企業等の連携を確保して、教育課程の編成を行うため、教職員、企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会、会議を設置しているか（以下「教育課程編成委員会等」という。） 教育課程編成委員会等は、教育課程の編成において、学校の組織上、適切に位置付けられているか 教育課程編成委員会等の委員構成のうち、専攻分野に関する業界団体等又は学会等から1名、実務に関する知見を有する企業等の教職員から1名について適切に選任しているか	・教育課程編成委員会等の諸規程 ・学則 ・教育課程編成委員会等の位置づけに係る諸規程 ・組織図 ・協定書、本人同意書 ・選任理由を明記した資料 ・教育課程編成委員会等の諸規程 ・教育課程編成委員会の議事録 ・教育課程編成委員会の議事録 ・具体的な教育課程 ・シラバス	教育課程編成委員会等の目的・役割の明確化 教育課程編成にあたり、教育課程編成委員会等の組織上の位置づけ、意見活用の明確化 企業等の委員の選任規模、理由等の適切性 開催回数、開催時期の適切性 企業等の委員意見の活用等を通じた、教育課程編成委員会等の運営の実質化		

認定要件	前提要件	具体的要件	参照資料名 ※提出が必要なものは下線表示	確認ポイント	自己点検 ※1	充足していない内容・理由 ※2
③ 実習、実技、実験又は演習	企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること	企業等との協定書等を締結し実習、演習を行っているか 実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携しているか	・実習、演習等の内容が確認できる資料 (例：教育課程、シラバス、実施要綱、協定書類など) ・連携内容が確認できる協定書等、シラバス、実習要綱など	実習、演習の教育課程上の明確化 実施にあたっての内容等の組織上の明確化		
④ 総授業時数・単位数	全課程の修了に必要な総授業時数1700時間以上、または総単位数62単位以上であること	学修成果の評価、単位認定にあたり、技能を含む実践的かつ専門的な能力の評価を行っているか	・成績評価の諸規程 ・該当科目のシラバス	実習等の内容における企業等との連携の意義の明確化		
⑤ 教員の実務研修	企業等と連携して教員に対し専攻分野の実務に関する研修を組織的に行っていること	学科に在籍しているすべての生徒が履修することが義務づけられている卒業に必要な時間数又は単位数が1700時間、62単位以上となっているか 必修科目及び選択科目を組み合わせられて編成されている場合においても卒業に必要な時間数又は単位数が1700時間、62単位以上となっているか	・学則 (適用している学則) ・授業時間割表 ・学則 (適用している学則) ・授業時間割表	総授業時間数、単位数の学則上の明確化 総授業時間数、単位数の学則上の明確化		
		教員の業務歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・工場するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させているか	・研修に関する規程 ・研修体系、研修計画 ・研修実績 ・連携を示す協定書等	業務歴等を考慮した研修体系及び研修計画の明確化 研修実施にあたって、企業等との連携について明確化 適切な研修実績の把握と、効果の検証		
		教員の業務歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、企業等と連携して、教員及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させているか	・研修に関する規程 ・研修体系、研修計画 ・研修実績 ・連携を示す協定書等	業務歴等を考慮した研修体系及び研修計画の明確化 研修実施にあたって、企業等との連携について明確化 適切な研修実績の把握と、効果の検証		

認定要件	前提要件	具体的要件	参照資料名 ※提出が必要なものは下線表示	確認ポイント	自己点検 ※1	充足していない内容・理由 ※2
⑥ 学校関係者評価	学校教育法施行規則第189条において準用する第67条に定める評価を行い評価結果を公表していること	学校関係者評価を実施しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 ・ 学校評価規程 ・ 自己評価との対比 	学校評価の位置づけの明確化 評価実施の組織化		
⑦ 学校関係者評価委員会	前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること	<p>学校関係者評価結果を公表しているか</p> <p>学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他の必要な委員（保護者、卒業生等）により組織される委員会（以下「学校関係者評価委員会」という。）を設置しているか</p> <p>「専修学校におけるガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（教育理念・目的・育成人材像、学校運営、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等）について評価を行っているか</p> <p>学校関係者評価の結果についてホームページ、刊行物統への掲載などの方法により広く社会に公表しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果 ・ HP掲載内容（写） 	評価結果の適切な公表 公表方法における積極性		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価に関する規程 ・ <u>学校関係者評価委員会の議事録</u> ・ 評価結果の具体的な活用を示す資料 	学校関係者評価実施の組織化 適切な評価実施 効果的な評価の実施		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価に関する規程 ・ 自己評価結果 ・ 学校関係者評価委員会次第会議案内 ・ <u>学校関係者評価委員会の議事録</u> 	学校関係者評価の適正な実施 自己評価との関連性の明確化 学校関係者評価の記録確認		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校関係者評価結果の公表状況を示す資料 ・ HP掲載内容 	学校関係者評価結果の適切な公表		

認定要件	前提要件	具体的要件	参照資料名 ※提出が必要なものには下線表示	確認ポイント	自己点検 ※1	充足していない内容・理由 ※2
⑧ 教育情報の公表	企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専門学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること	「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（学校の概要、目標及び計画、各学科の等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等）について情報提供を行っているか ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて恒常的に情報提供を行っているか	・HP掲載内容 ・学校案内等刊行物 ①学校の概要 ②目標及び計画 ③各学科等の教育 ④教職員 ⑤キャリア教育 ⑥実践的職業教育 ⑦様々な教育活動 ⑧「教育環境 ⑨学生の生活支援 ⑩学生納付金 ⑪修学支援 ⑫学校財務 ⑬学校評価 ⑭国際連携の状況（任意） ⑮その他（任意）	教育活動、学校運営等についてガイドラインに基づき適切な公表		
※ 様式4の公表	認定された専門課程は、学校のホームページに別紙様式4を掲載し情報提供すること	学校のホームページには、トップページから別紙様式4が容易に確認できるようにするとともに、印刷可能な方法により掲載しているか ※但しホームページがない場合は企業等卒業生、保護者、地域住民等に対し、広報誌等の刊行物等により別紙様式4の情報について広く情報提供しているか	・HP掲載内容 ・学校案内等刊行物	認定後の様式4による適正な情報提供 毎年度の適切な情報更新 印刷可能な掲載		

【別添7】

職業実践専門課程の認定要件・確認シート

学校名： 文部科学専門学校

学科名： 文部科学学科

※1 各既認定学科において、下記の具体的な要件を、「確認ポイント」に記載しているチェック観点から「参照資料名」に記載している資料等の根拠書類を確認しながら、具体的な要件ごとに、新規認定時以降引き続き認定要件を充足しているか否かについて、「自己点検」欄に○、△、×のいずれか（充足できている場合は○、充足できているかどうかの判断が困難な場合は△、充足できていない場合は×）を入れてください。

※2 「充足していない内容・理由」欄には、「自己点検」欄が△又は×の場合はその内容・理由を記入してください。

認定要件	前提要件	具体的要件	参照資料名 ※提出が必要なのは下線表示	確認ポイント	自己点検 ※1	充足していない内容・理由 ※2
① 学校名等・修業年限	修業年限が2年以上であること	学校名は学則に記載されている名称か	・学則 (適用している学則)	告示内容との整合性 変更している場 さ等の適切性	記入例	
		課程名は学則に記載されている名称か	・学則 (適用している学則)	告示内容との整合性 変更している場 さ等の適切性		
② 教育課程の編成	専攻分野に関する企業、団体等との連携体制を確保して授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること	学科名は学則に記載されている名称か	・学則 (適用している学則)	告示内容との整合性 変更している場 さ等の適切性	○	
		学科内に複数のコース等を置いている学則においてはすべてのコースで要件を満たしているか	・学則 (適用している学則)	告示内容との整合性 変更している場 さ等の適切性	○	
		学則に記載されている昼夜別になっているか	・学則 (適用している学則)	告示内容との整合性 変更している場 さ等の適切性	○	
		企業等の連携を確保して、教育課程の編成を行うため、教職員、企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会、会議を設置しているか（以下「教育課程編成委員会等」という。）	・教育課程編成委員会等の諸規程	教育課程編成委員会等の目的 的・役割の明確化	○	
		教育課程編成委員会等は、教育課程の編成において、学校の組織上、適切に位置付けられているか	・学則 ・教育課程編成委員会等の位置づけに係る諸規程 ・組織図	教育課程編成にあたり、教育課程編成委員会等の組織上の位置づけ、意見活用の明確化	○	
		教育課程編成委員会等の委員構成のうち、専攻分野に関する業界団体等又は学会等から1名、実務に関する知見を有する企業等の役員から1名について適切に選任しているか	・協定書、本人同意書 ・選任理由を明記した資料	企業等の委員の選任規模、理由等の適切性	×	委員の編成について認識間違いがあり、昼間学科・夜間学科合わせて1名の企業等委員のみであった。
教育課程編成委員会等は、年2回以上開催をしているか	・教育課程編成委員会等の諸規程 ・教育課程編成委員会の議事録	開催回数、開催時期の適切性	○			
企業等の役職員からの意見を活用して教育課程の編成を行っているか	・教育課程編成委員会の議事録 ・具体的な教育課程 ・シラバス	企業等の委員意見の活用等を通じた、教育課程編成委員会等の運営の実質化	○			

認定要件	前提要件	具体的要件	参照資料名 ※提出が必要なものは下線表示	確認ポイント	自己点検 ※1	充足していない内容・理由 ※2
③ 実習、実技、実験又は演習	企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること	企業等との協定書等を締結し実習、演習を行っているか 実施の加え、授業内容・方法、学修成果の評価について企業等と連携しているか	・実習、演習等の内容が確認できる資料 (例：教育課程、シラバス、実施要綱、協定書類など) ・連携内容が確認できる協定書等、シラバス、実習要綱など	実習、演習の教育課程上の明確化 実施にあたっての内容等の組織上の明確化	△	企業等との協定書の内容に不足あり。 記入要項34には「少なくとも対象となる授業科目、期間、授業時数、授業内容について締結していることが必要」とあるが、期間について漏れていた。
④ 総授業時数・単位数	全課程の修了に必要な総授業時数1700時間以上、または総単位数62単位以上であること	学修成果の評価、単位認定にあたり、技能を含む実践的かつ専門的な能力の評価を行っているか 学科に在籍しているすべての生徒が履修することが義務づけられている卒業に必要な時間数又は単位数が1700時間、62単位以上となっているか 必修科目及び選択科目を組み合わせられて編成されている場合にいても卒業に必要な時間数又は単位数が1700時間、62単位以上となっているか	・成績評価の諸規程 ・該当科目のシラバス ・学則 (適用している学則) ・授業時間割表 ・学則 (適用している学則) ・授業時間割表	実習等の内容における企業等との連携の意義の明確化 総授業時間数、単位数の学則上の明確化 総授業時間数、単位数の学則上の明確化	○	
⑤ 教員の実務研修	企業等と連携して教員に対し専攻分野の実務に関する研修を組織的に行っていること	教員の業務歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・工場するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること 教員の業務歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させているか	・研修に関する規程 ・研修体系、研修計画 ・研修実績 ・連携を示す協定書等 ・研修に関する規程 ・研修体系、研修計画 ・研修実績 ・連携を示す協定書等	業務歴等を考慮した研修体系及び研修計画の明確化 研修実施にあたって、企業等との連携について明確化 適切な研修実績の把握と、効果の検証 業務歴等を考慮した研修体系及び研修計画の明確化 研修実施にあたって、企業等との連携について明確化 適切な研修実績の把握と、効果の検証	○	

大学・大学院入学資格に係る指定について

【制度の概要】

大学入学資格（昭和60年～）

学校教育法施行規則 150 条 3 号

大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、「専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者」と定められている。

平成 17 年文部科学省告示 137 号

「専修学校の高等課程をのうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」において具体的に指定基準を規定。

大学入学資格に係る高等専修学校高等課程の指定に関する実施要項

上記 の告示を踏まえ、指定に係る手続き等の詳細を規定。

大学院入学資格（平成 17 年～）

学校教育法施行規則 155 条 1 項 5 号

大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、「専修学校の専門課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者」と定められている。

平成 17 年文部科学省告示 138 号

「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」において具体的に指定基準を規定。

大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項

上記 の告示を踏まえ、指定に係る手続き等の詳細を規定。

【主な指定基準】

- 大学入学資格： 1 修業年限が3年以上であること。
2 全課程の修了要件が次表左欄に学科区分に応じ、右欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)第4条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第百183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科(以下「単位制による学科」という。)であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が2,590単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が74単位以上であること。
専修学校設置基準第5条第1項に規定する通信制の学科		

- 大学院入学資格： 1 修業年限が4年以上であること。
2 全課程の修了要件が次表左欄に学科区分に応じ、右欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準(昭和51年 文部省令第2号)第4条に規定 する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第百183条の2第2項の規定により 学年による教育課程の区分を設けない学科(以下「単位制 による学科」という。)であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な 総授業時数が3,400単 位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な 総単位数が124単位以 上であること。
専修学校設置基準第5条第1項に規定する通信制の学科		

- 3 体系的に教育課程が編成されていること。
- 4 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて修了認定を行っていること。

注意すべき主なポイント

(1) 「文部科学省が定める日」について

<定義> 指定を行った日以後当該課程の整備が完了する年度(指定日より前に整備が完了している場合は、指定日が属する年度。)の最後の月の初日。

「課程の整備が完了する年度」とは？

原則として、設置認可されて以後、当該課程の修業年限が満了する年度のこと。例えば、平成29年4月1日に修業年限3年の学科が新設された場合、「課程の整備が完了する年度」は、原則、平成31年度。ただし、転入学者等の受入れにより、修業年限が経過するよりも早く修了者を生じる可能性がある課程については、転入学者等を受け入れる体制を整備した上で、初めて修了者が出る可能性のある年度に「文部科学省が定める日」を設定する必要がある。

一度告示された「文部科学大臣が定める日」について、同日より前の日に変更することは原則として認められないので要注意。転入学者等の可能性も考慮して生徒に不利益が生じないよう適切に通知(申請)する必要がある。

(2) 通知(申請)の時期

新規：課程の開設年度から通知(申請)が可能(平成18年～)

その場合、次年度以降「文部科学省が定める日」の年度までの間、毎年度状況報告が必要。

名称変更：原則、学則を変更した時の年度。ただし、いわゆる学年進行の場合、旧学科名等を使用する生徒が卒業するまでは変更の告示はできないので、適用上の変更時の年度に通知(申請)する。

廃止：原則、学則を変更した時の年度。ただし、入学資格が与えられる最後の生徒が卒業するまでは廃止の告示はできないので、その卒業以後最初の年度に通知(申請)する。

不適合：原則、不適合となることが発覚した時の年度。ただし、入学資格が与えられる最後の生徒が卒業するまでは不適合の告示はできないので、その卒業以後最初の年度に通知(申請)する。

適切に手続きがなされない場合は、生徒に不利益が生じることとなるので、手続き漏れ等のないよう、十分留意すること。

(3) 官報の該当ページの写しの添付を忘れずに

名称変更、廃止、不適合としての通知(申請)を行う場合は、すでに告示された内容を確認するため、当該告示が掲載された官報の写しを添付し、該当箇所にマーカーを付して提出することとしているので、告示のあった際は、通知(申請)した学科名等が正しく告示されているか再確認すること。また、告示を受けた後には官報の該当ページを確実に保管しておくこと。

専門士・高度専門士の称号の付与について

【制度の概要】

平成 6 年文部省告示第 84 号（専門士：平成 6 年～、高度専門士：平成 17 年～）

「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」において、専門士・高度専門士の称号が付与できる課程の要件（下記【認定の要件】のとおり。）が定められており、当該「要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士（高度専門士）と称することができる」と定められている。

専門士・高度専門士の称号の付与に関する実施要項

上記告示を踏まえ、推薦等手続きの詳細を規定。

【認定の要件】

- 専門士：
- 1 修業年限が 2 年以上であること。
 - 2 課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 単位時間（62 単位）以上であること。
 - 3 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
 - 4 高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと。
- 高度専門士：
- 1 修業年限が 4 年以上であること。
 - 2 課程の修了に必要な総授業時数が 3,400 単位時間（124 単位）以上であること。
 - 3 体系的に教育課程が編成されていること。
 - 4 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

注意すべき主なポイント

（ 1 ）完成年度について

完成年度を迎える前に認定を受けた課程は、完成年度までの間、状況報告の提出が必要。

完成年度とは：課程の開設後、初めて当該課程の修了者が出る年度。

原則として、当該課程の修業年限が満了する年度と同じであるが、転入学等の受入れにより、修業年限が満了する年度よりも前に修了者が生じる場合は、修業年限の満了年度よりも完成年度が早くなるので注意が必要。

（ 2 ）推薦・届出の時期

新規：課程の開設年度から推薦が可能（平成 18 年～）

その場合、次年度以降「文部科学省が定める日」の年度までの間、毎年度状況報告が必要。

名称変更：原則、学則を変更した時。ただし、いわゆる学年進行の場合、旧学科名等を使用する生徒が卒業するまでは変更の告示はできないので、適用上の変更時の年度に届出を提出する。

廃止：原則、学則を変更した時。ただし、称号を付与すべき最後の生徒が卒業するまでは廃止の告示はできないので、その卒業以後最初の年度に届出を提出する。

不適合：原則、不適合となることが発覚した時。ただし、称号を付与すべき最後の生徒が卒業するまでは不適合の告示はできないので、その卒業以後最初の年度に届出を提出する。

名称変更・廃止・不適合の届出は、実施要項において「遅滞なく」行うこととしていますが、適切に手続きがなされない場合は、生徒に不利益が生じることとなるので、少なくとも手続きが必要な年度内（毎年度の推薦期限まで）には、漏れなく届出が行われるよう十分留意して対応すること。

(3) 官報の該当ページの写しの添付を忘れずに

名称変更、廃止、不適合としての届出を行う場合は、すでに告示された内容を確認するため、当該告示が掲載された官報の写しを添付し、該当箇所にマーカーを付して提出することとしているので、告示のあった際は、推薦した学科名等が正しく告示されているか再確認すること。また、告示を受けた後には官報の該当ページを確実に保管しておくこと。

勤労学生控除に係る証明について

【制度の概要】

所得税法において、2条1項32条に定める「勤労学生」は、同法82条において、「勤労学生控除」として27万円の所得控除が受けられる旨規定されています。

所得税法第2条1項32号

「勤労学生」について、次に掲げる者で、合計所得金額が65万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下であるものと規定。

- ・学校教育法1条に規定する学校の学生、生徒、児童
- ・学校法人、準学校法人もしくはこれらに準ずるものとして政令で定める者の設置した専修学校・各種学校の生徒で、政令で定める課程を履修するもの

所得税法施行令第11条の3

第1項において、「政令で定める者」について具体的に規定。第1号では、「国立病院機構」など該当する法人を具体的に列挙。第2号では、専修学校・各種学校のうち文部科学大臣が定める基準を満たすものを設置する者と規定。

第2項において、「政令で定める課程」について区分別に具体的に規定。（下記【主な要件】1のとおり。）

証明書の発行に関する実施要項

上記の第2項に定める「政令で定める課程」である旨の証明、および第1項第2号に定める「文部科学大臣が定める基準」を満たす旨の証明について、それぞれ証明書の発行に関する実施要項が定められている。（実施要項に規定する「文部科学大臣が定める基準」は、下記【主な要件】2のとおり。）

学校教育法1条に定める学校の生徒等は、「勤労学生」に該当するので、控除を受けるにあたって、本手続きによる証明書は不要。

一方、専修学校・各種学校の生徒等は、「政令で定める課程」を履修する生徒のみ「勤労学生」に該当するので、控除を受けるにあたって、履修する課程が「政令で定める課程」である旨の証明書が必要。さらに、専修学校・各種学校の設置者が、個人立、組合立、株式会社立等である場合は、設置者として「文部科学大臣が定める基準」に該当しなければならないので、控除を受けるにあたって、当該学校の設置者が「文部科学大臣が定める基準」を満たすものである旨の証明書が、上記証明書と併せて必要。

【主な要件】

1. 所得税法施行令第11条の3第2項

専修学校・各種学校のすべての設置者が対象で、以下の要件を満たす課程が対象。

(1) 専修学校の高等課程及び専門課程

- イ 職業に必要な技術の教授をすること。
- ロ その修業期間が1年以上であること。
- ハ その1年の授業時間数が800時間以上であること（夜間その他の特別な時間において授業を行う場合には、その1年の授業時間数が450時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が800時間以上であること。）
- ニ その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、終期が明確に定められていること。

(2) 専修学校の一般課程及び各種学校の課程

- イ 職業に必要な技術の教授をすること。
- ロ その修業期間(普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程があり、それぞれの修業期間が1年以上であって一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間)が2年以上であること。
- ハ その1年の授業時間数が800時間以上であること(夜間その他の特別な時間において授業を行う場合には、その1年の授業時間数(普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数)が680時間以上であること。
- ニ その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、終期が明確に定められていること。

2. 所得税法施行令11条の3第1項2号

国、地方公共団体、学校法人、私学法64条4項の法人(準学校法人)、所得税法11条の3第1項1号の法人以外の設置者(すなわち個人立、組合立、株式会社立等)で、以下の要件を満たす学校が対象。

- (1) 所得税法施行令第11条の3第2項に規定する課程を履修する生徒の数が20人以上であること(20人に満たない場合であって、相当の期間内に20人以上となる見込みがあるときを含む。)
- (2) 職業に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目、実際生活に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目及び教養の向上を図るにふさわしい授業科目が開設されていること。
- (3) 教育水準を維持するための教員の数が、(2)の授業科目の開設の状況に照らして適切なものであること。ただし、3人を下ることができない。

注意すべき主なポイント

(1) 所得税法施行令11条の3第2項

- 当該手続による証明書は、一度発行すると次年度以降も有効なので、継続して使用できる。(記載事項の変更があったときに改めて申請する。)
- 記載事項の変更に伴う申請の際には、すでに交付された証明書原本も併せて提出(返戻)が必要。
- 学校の廃止等により、改めての申請を伴わずに証明書が不要となる場合は、証明書原本のみ提出(返戻)する。
- 学科名等の変更において、いわゆる「学年進行」として扱うケースの場合、学則上の変更後であっても、新学科名等に加えて、旧学科名等の証明が必要な場合があるので、申請書の作成にあたっては、証明が必要な学科名等を十分に確認すること。

(2) 所得税法施行令11条の3第1項2号

- 国、地方公共団体、学校法人、私学法64条4項の法人(準学校法人)、所得税法11条の3第1項1号の法人(国立病院機構など特定の12法人)以外の設置者が対象。
すなわち、個人立、組合立、株式会社立等の設置する専修学校・各種学校が該当となる。
- 当該手続による証明書の有効期限が1年間であるため、毎年度申請が必要。
上記(1)の申請は必要な年度のみ申請することとなるが、(2)の申請は毎年必要。
- 毎年度の申請の際に、すでに発行された証明書の返戻は不要。
- 対象となる生徒には(1)と(2)両方の証明書の提示が必要となることを十分に周知すること。